



補助金のご案内

事業者の
皆さまへ

- 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備・V2H 設置
 - 自立・分散型エネルギー設備・車両導入
- 経費の一部を助成します。
他の補助金等(鹿児島県の補助金等を除く)との併給も可能です。



A 事業:電気自動車等の充電インフラ整備事業

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進により、二酸化炭素等の排出削減を図ることを目的として、充電設備を設置しようとする方に対して経費の一部を助成します。

B 事業:自立・分散型エネルギー導入支援事業

エネルギーの地産地消による雇用の創出、地域の活性化を図るとともに、災害・危機に強い脱炭素社会の実現を目指すことを目的として、以下の自立・分散型エネルギーを導入しようとする方に対して経費の一部を助成します。

【補助対象設備】

<発電設備>

太陽光発電及び蓄電池、風力発電、小水力発電

<革新的なエネルギー高度利用技術>

ガスコージェネレーション、燃料電池、蓄電池

次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)及び外部給電器

募集期間

A 事業:令和3年6月14日(月)～令和3年10月29日(金)

※急速充電及び国補助金併用時～令和3年9月30日(木)

B 事業:令和3年7月1日(木)～令和3年10月29日(金)

※先着順 予算がなくなり次第終了いたします。

申請方法など詳しくは・・・ WEB ページをご覧ください

<https://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/>



一般財団法人鹿児島県環境技術協会 鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター
〒891-0132 鹿児島市七ツ島1丁目1番地5 TEL 099-202-0128
E-mail hojyo2021@kagoshima-env.or.jp

鹿児島県 KCCCA



【受付時間】 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:00(12:00～13:00を除く)



本紙作成に伴い発生する温室効果ガス(紙の使用)の一部について、県内の森林整備による吸収量(かごしまエコファンド)を購入しカーボン・オフセットしています。



エコアクション21
認証番号 0007774

一般財団法人鹿児島県環境技術協会は、エコアクション 21 認証・登録を取得し、地域と地球の環境に配慮した取り組みを行っています。

※このチラシの使用後は、紙のリサイクルへ

いずれの事業も令和4年1月4日(火)までに事業完了後の実績報告を行うことが必要です。
 その他詳細は、表面記載のWEBページでご確認ください。

●A事業:電気自動車等の充電インフラ整備事業

		公共用充電		非公共用充電			
		商業施設・宿泊施設等		集合住宅		事務所・工場等	
助成対象者		充電設備の所有者					
充電設備の利用者		一般開放		集合住宅の居住者、 駐車場の契約者		事務所・工場等の従業員等	
助成対象経費(注3)	充電設備購入費	国補助なし:3/4補助 国併用:1/2補助(注1)		同左		同左	
	充電設備設置工事費	国補助なし:3/4補助 国併用:対象外		同左		同左	
助成対象設置区分		新規設置・追加設置・入替設置(注2)		新規設置・追加設置			
助成対象充電設備		急速充電、普通充電、V2H		普通充電、V2H			

注1:国併用とは国からの補助を受けたいうえで、県からも補助するものです。 注2:公共用充電の入替設置は、急速充電のみが対象です。
 注3:補助金額には上限があります。

●B事業:自立・分散型エネルギー導入支援事業

補助対象設備			補助対象経費	補助率	
種類	補助要件			県内事業者	福祉施設等
発電設備	太陽光発電及び蓄電池	(1)太陽光及び蓄電池の同時設置 (2)発電出力5kW以上 (3)蓄電池容量5kWh以上	補助対象設備の購入、製造に要する経費(ただし、設計費、工事費、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。)	1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)
	風力発電	(1)発電出力1kW以上		1/3 (上限100万円)	1/2 (上限150万円)
	小水力発電	(1)発電出力1kW以上50kW未満		1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)
革新的なエネルギー高度利用技術	ガスジェネレーション	(1)発電出力5kW以上		1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)
	蓄電池	(1)太陽光を除く発電設備と同時設置または既設発電設備に接続すること。 (2)蓄電池容量は5kWh以上かつ発電設備の発電出力と同等以下であること。		1/3 (上限100万円)	1/2 (上限150万円)
	燃料電池	(1)停電対応型の燃料電池であること。	1/3 (上限200万円)	1/2 (上限300万円)	
	次世代自動車及び外部給電器	(1)次世代自動車は燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)またはプラグインハイブリッド自動車(PHV)であること。 (2)経済産業省が実施する令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる次世代自動車及び外部給電器であること。 (3)停電時のBCP電源として外部給電器を同時導入すること。	経済産業省が実施する令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付規程別表1の「車両等導入の区分」に掲げる①~③、⑨の車両及び機器の本体価格	FCV:1/2(注1) 外部給電器:2/3(注3) 〔 FCV:上限100万円 外部給電器:上限50万円 〕 EV:1/3(注2), PHV:1/3(注2), 外部給電器:2/3(注3) 〔 EV:上限15万円 PHV:上限10万円 外部給電器:上限20万円 〕	

上記以外の要件があります。詳細は表面記載のWEBページから「交付要綱」「実施要領」「補助事業の手引き」をご確認ください。

注1:FCVの補助金交付額は、令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1で定める補助金交付額に1/2を乗じた額とする。
 注2:EV, PHVの補助金交付額は、令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1で定める補助金交付額に1/3を乗じた額とする。
 注3:外部給電器の補助金交付額は、補助対象経費に2/3を乗じた額とする。
 注4:次世代自動車及び外部給電器以外の補助対象設備について、国または市町村から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付(予定)額を除いた額に補助率を乗じて得た額以内で、補助金交付額を算出する。